内閣総理大臣　石破 茂　様

文部科学大臣　あべ 俊子　様

環 境 大臣　浅尾 慶一郎　様

経済産業大臣　武藤 容治　様

２０２５年４月４日

原子力資料情報室、地球救出アクション97

連絡先　稲岡美奈子　580－0003大阪府松原市一津屋4－9－6

　文科省は2024年8月、「放射線副読本」を改訂し、ホームページに掲載し、都道府県教育委員会等にその使用を指示しました。2024年8月9日付の指示文書には、「 ALPS処理水の海洋放出が開始されたことを受け、ALPS処理水の処分に係る記述を追加した、 被災地の復興・再生に向けた取組に関する内容を追加した、その他掲載しているデータの時点更新、より読みやすくするための表現の修正等を行った」と記されています。内容を見ると､福島原発事故汚染水（ALPS処理水）の海洋放出が事故原発の廃炉に必要で安全である、福島事故の放射能の健康への影響は、あるとは考えにくい、被災地の復興・再生が進み、避難指示が出ていたすべての市町村に帰還できるようになった等、驚くべきものです。

一方、原発事故が起きれば屋内退避で被ばくを避けられる、100～200ミリシーベルトの被ばくは高塩分食のがん死のリスクと同じ程度などの記述は、私たちとの2024年3月26日の話し合いで抗議したにもかかわらず改善されていません。

「放射線副読本」は､放射線の危険から子どもたちを守るものになっておらず、国の見解を押しつけるもので、子どもたちが多くの事実や意見を知り、考え、自分たちの意見を持つことを妨げています。

　今回、「放射線副読本」は印刷・配布されませんが、学校でダウンロードして使うよう指示され、文科省の「放射線教育」の指針とされており、学校教育だけでなく国や自治体が行う様々な事業に影響を与えることになります。私たちは､「放射線副読本」の撤回を求めます。

「放射線副読本」に基づいて「放射線教育に関する教職員研修と出前授業」が継続されています。2013年度から､外部委託で実施されているこの事業は原発推進の「原子力教育」を引き継いでおり、初等中等教育局が行うべきではありません。中止を求めます。

**質問**

**1、「放射線副読本」2024年8月、改訂について(中・高生版で議論)**

（１）改訂を行った理由は何ですか。また､改訂の案を作った部署を教えてください。

（２）改訂にあたって、経産省、復興庁、研究開発局、あるいは別の部署やその他から申し入れ等がありましたか。

**特別質問　経済産業省、復興庁、文科省研究開発局に対して質問します。**

初等中等教育局に対して、「放射線副読本」改訂に関する何らかの申し入れを行いましたか。

（３）2021年度の「放射線副読本」の配送の際に福島事故汚染水（ALPS処理水）の海洋放出に関する経産省と復興庁のビラが同梱され、ビラの内容や同梱したことに対して全国・福島から批判があったことを改訂に当たってどのように考慮しましたか。

（４）改訂点は、都道府県教育委員会等への指示文書に書いてあるとおりですか。福島原発事故の放射線の被害の記述を変えたこと(16ページ、健康影響調査の実施)は、なぜ、改訂点に入れなかったのですか。

（５）福島事故汚染水（ALPS処理水）の海洋放出については、反対意見や運動があり、それを押し切って行われました。国際的にも批判があり輸入禁止等が行われています。その中で、強行した国側の主張だけを大きく取り上げ、異なる意見は全く紹介もしないというやり方は学校教育として適切ですか。

（６）トリチウムを薄めて大量放出、については地球汚染と沿岸部での被ばくの危険という観点からも問題のある記述です。公害防止対策として、出口の濃度ではなく放出量を規制する重要性が確認されているのではありませんか。薄めても汚染は防止できないのです。地球環境保全の観点から地球汚染防止を子どもたちに教えるべき内容に変えてください。

資料1：都道府県教育委員会等への指示文書（2024年8月9日）に示された改訂点

○ ALPS処理水の海洋放出が開始されたことを受け、ALPS処理水の処分に係る記述を追加した。

○ 被災地の復興・再生に向けた取組に関する内容を追加した。

〇 その他掲載しているデータの時点更新、より読みやすくするための表現の修正等を行った。

**2、2024年改訂****「放射線副読本」の内容について**

「放射線副読本」は、福島原発事故をうけて「放射線が放射されてしまった環境で国民が放射線に関する知識を正しく理解し、放射線に対して自らの身を守り安全安心に日常生活を送れるようにするための放射線に関する総合的な教育をきちんと行う」（公開プロセス、平成24年度、資料2として本質問書最後に添付）とされています。福島原発事故がどのような事故であったのか､どのような被害があり、現状がどうであるのか､これからの対策をどうすべきか等は欠かせない事項と考えます。

以下、初等中等教育局で回答が難しい場合には､研究開発局、環境省と相談して回答してください。

（１）2024年版「放射線副読本」では、福島事故の深刻さがわかりません。住民を避難させなければならない放射線量がどのようなものであったか、書かれていません。非常事態宣言をだし、それが今も解除されず、避難に20ｍSv/年という平常時と違う基準が適用されていることを知らせるべきです。平常時の一般人の被ばく基準1ｍSv/年も教えるべきです。これらが、書かれていない理由を教えてください。

（２）UNSCARE報告書には住民を早く避難させたことで、被ばく線量を大きく減らすことが出来たとされていますが、この改訂版にそれは書かれていません。避難や出荷制限が必要な対策であったのか､効果的であったのか、書かれておらず、唐突に､放出放射能量が「チェルノービリ事故の7分の1であり、今回の事故で人が放射性物質から受けた影響は大幅に低かった」と書かれています。（ｐ16⑷①）放出された放射能~~線~~量は低く、影響は大したものでなく、避難や出荷制限は必要でなかったと考えていますか、お答えください。

（３）中・高生版2－1（3）16ページ3行「現在では､避難指示が出ていたすべての市町村に帰還できるようになりました」の意味を教えてください。この記述では、避難指示を解除された市町村の全域に帰還できると、小中高生が誤解するのではありませんか。まだ、帰還できない地域があることを書くべきではありませんか。

（４）中・高生版2－1（4）健康影響調査の実施　16ページについて

・「体外から受けた放射線による健康への影響は､あるとは考えにくいとされています」の意味を小中高生は理解できると考えていますか。

・（③体内からの影響）・・・「検査を受けた全員が､健康に影響が及ぶ数値ではなかったとされています」の意味を､子どもたちに説明できますか。教職員も説明できないのではありませんか。

・（④次世代への影響に関する不安）・・「全国的な統計や一般的に報告されているデータと差がないことが確認されています」、「遺伝性影響を示す根拠は報告されていません」の表現は子どもたちに理解できると考えますか。健康への影響、次世代への影響については慎重に見守りますと書くべきではありませんか。

・10ページの最後に書いているように、被ばくはできるだけ避けるべきで、子どもは特に影響を受けやすいので厳重に避けるべきとここでも書くべきです。これが科学的態度ではありませんか。

（５）2024年3月26日の私たちとの話し合いで､問題点を議論した以下の事項を改善しなかった理由を教えてください。

ア、放射線のリスクを関係のない、高塩分の食事などの発がんリスクと比較することはやってはならない。

イ、100ミリシーベルト未満の被ばくでは､発がんリスクが上昇しないかのような記述(10ページ)はごまかしではありませんか。ICRPも発がんリスクについて、被ばく線量に閾値を認めていません。

ウ、日本人の医療被ばくが大きいことを､よいことのように書いてはいけない。

エ、一般人、労働者の被ばく基準を教えるべき。

オ、福島事故の深刻さを教え、原発を使うかどうか、子どもたちが考えるものにすべき。

カ、非常時に室内退避、避難によって被ばくを避けるとの記述は現実的でなく、改めるべき。

キ、資料、情報は反対意見も公平に示すべき。

（６）2024年3月26日の私たちとの話し合いで、福島事故避難者から、学校で放射線の被害をしっかり教えないから避難について理解されず、避難者へのいじめが起きたとの訴えがありましたが、改訂に当たってこのことを考慮しましたか？

放射線は危険でないと教えると､いじめがなくなると考えているのですか。

（７）２０２４年度改訂、文科省「放射線副読本」は、福島原発事故の重大性と被害の深刻､原子力発電を使うことの危険性・経済不合理性を述べず、福島の現実のほんの一部分に過ぎない復興だけを書き立て、福島事故の放射線被害はない、ALPS処理水の海洋放出は必要で安全であるとし、異なる意見を知らせないものです。撤回すべきで、福島の人々や国民・市民、子どもたちの納得するものに作り直すべきではありませんか。

（８）政府は、中間施設の8000ベクレル／キログラム以下の汚染土を全国各地で処分・利用する計画を示していますが、汚染土の処分・利用について、今後「放射線副読本」に入れる予定ですか。

**3、「放射線教育教職員研修と出前授業」について**

（１）初等中等教育局の放射線教育支援事業「放射線教育教職員研修と出前授業」(初等中等教育局一般会計)は2013年度に始まり、2025年度も継続しています。これは、研究開発局の「原子力教育支援事業委託費」事業、すなわち原子力発電促進を継続するものですか､それとも、国民の理解が得られない研究開発局の事業を反省して原発事故の放射線から身を守るための事業に変えようというものですか。

（２）文科省「放射線教育教職員研修と出前授業」の内容は「放射線副読本に基づく」とされています（実施事業のご案内）が、その決定は､どこでいつ行われたのですか。

（３）2018年度改訂「放射線副読本」では、予算が復興庁の「東日本大震災復興特別会計」（文科省初等中等教育局に移す）からの支出へと変わりました。その際、章立てを福島事故から始めるのではなく放射線から始めるとの構成に変えましたが､この時、「放射線副読本」の目的が2013年度版から変わりましたか。変わった場合は、その内容を教えてください。

（４）2021年の改訂では､さらに、福島事故汚染水（ALPS処理水）の海洋放出を理解するよう教えるものになりましたが、この時、「放射線副読本」の目的はまた変わりましたか。

（５）2024年の改訂「放射線副読本」の目的を教えてください。

（６）一方、原子力学会等の文科省初等中等教育局への働きかけによって､福島原発事故前と事故後の2度にわたって学習指導要領(中学校理科)が書き変えられ、原子力発電、放射線が加えられました。原子力学会は原子力推進を学校教育に入れようとしたと考えられますが、どうですか。

学習指導要領のこのような変更と現在の「放射線副読本」の関係を教えてください。

福島原発事故の直後、2011年、2012年に文科省研究開発局によって全国に大量に配布された「放射線副読本」が2008年学習指導要領改訂後の授業に対して準備されていたものの転用であったことはわかっています。

資料3：学習指導要領

①福島原発事故前の2008年の改訂、中学校理科の科学技術と人間に、原子力発電と放射線を追加

②2017年の改訂（現行）、中学校理科、電流とその利用の空中放電に関連させて放射線を教える

（７）「現代的な課題に関する教科横断的な教育」に「放射線に関する教育」を入れたのはいつですか。

これは、福島原発事故に対応するためですか。初等中等教育局が自発的にやったことですか、どこかから働きかけがありましたか。

（８）放射線教育に関する支援事業「教職員研修と出前授業」は全面的に外部事業者に委託・実施されています。委託事業者は以下のようになっています。

２０１３年度、原子力文化振興財団（電力会社の出資）と東京学芸大学

２０１４～２０１６年度、一般社団法人エネルギー・環境理科教育推進研究所（現在、所在不明）

２０１７～２０２４年度、公益財団法人日本科学技術振興財団

　一方、2011年度研究開発局のエネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)による「原子力教育支援事業委託費」（平成24年度行政事業レビューシート）によれば、2011年度の主な委託先として、以下があげられています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内訳 | 委託先 | 委託金額 |
| 教職員理解促進対策 | 公益財団法人原子力安全研究協会 | 4700万円 |
| 学習教材開発提供 | **公益財団法人日本科学技術振興財団** | 2億5100万円 |
| 同 | **財団法人日本原子力文化振興財団** | 8900万円 |
| 課外学習等支援 | 公益財団法人日本生産性本部 | 4100万円 |
| 同 | **財団法人日本原子力文化振興財団** | 3900万円 |
| 同 | **財団法人つくば科学万博記念財団** | 4000万円 |

　表の太字の３団体は、原子力教育(研究開発局)から放射線教育(初等中等教育局)へ継続して、委託先となっており、同じ内容の継続と推察されます。さらに、団体名が変わっても同じ講師が雇用されているケースもあり得ます。2016年度堺市での不都合な出前授業の事実（国会で追及された）もあります。この事実は、2013年の公開レビューで「その委託先が原子力関係団体に偏ることのないよう」とされたことに反しているのではないか、説明してください。

　さらに、最近の７～８年間委託先となっている「公益財団法人日本科学技術振興財団」は、福島事故前から原子力教育の予算で､教職員研修、出前授業、実験機材の貸し出し等のよく似た事業(現在の予算は不明)を行っており、教職員にとって､見分けのつきにくいものとなっているのではありませんか。

このように問題のある事業は見直すべきではありませんか。

　学校教育として重要な課題であれば､外部委託ではなく､文科省の中に専門家を育て､内容について教職員や子どもたちと相談しながら進めるべきではありませんか。

**4、環境・エネルギー教育について**

（１）第7次エネルギー基本計画は､学校教育でエネルギー教育を行うことを求め、「エネルギーに関する議論は」「複数の価値がトレードオフの関係にあり､唯一の『正解』が存在するわけではなく､子どもたちが自らの考えを深められるテーマである」としています。この基本計画は､原発の利用を進めるもので､私たちはそれに反対ですが、エネルギー教育に関して、初等中等教育局の考えを聞かせてください。

　現在の政府の原子力、福島事故対策政策を「放射線副読本」にそのまま入れ込み、国民・市民の中に反対あるいは異なる意見があることを知らせない「放射線教育」は､エネルギー基本計画にも､学習指導要領にも反しており、学校教育に悪影響をもたらし、教職員、子どもたちを混乱させるのではありませんか。

　求められているエネルギー教育に、初等中等教育局はどのような内容で、どのようにとり組もうと考えていますか。

（２）経済産業省は第7次エネルギー基本計画のエネルギー教育にどのようにとり組もうとしていますか。初等中等教育局と相談しますか。

（３）第6次地球温暖化対策計画には「環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進」が掲げられ、学校教育にもそれを求めています。「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」にも、学校教育で環境教育にとり組むと定められています。初等中等教育局として､どのようにとり組んで来ましたか、今後、どのようにとり組む予定ですか。初等中等教育局に専門家を育てなければならないのではありませんか。

（３）環境省は､地球温暖化対策計画の「環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進」にどのようにとり組もうと考えていますか。初等中等教育局と協議していますか。

以上

**資料2原子力教育支援事業委託費研究開発局２０１４年度行政レビューシートより**

**事業の目的**：原子力に関する知識の普及を図るため、各地域等が行う学校教育の場などにおける原子力に関する知識の習得、思考力・判断力の育成のための取組への支援を実施する。

　なお、平成23年度からは、特に関心の高い放射線や放射性物質、放射能の理解の促進を中心に実施している。

**事業概要**：児童生徒、教育職員等及び学校等を対象として、学校教育の場などにおいて行われる放射線に関する実習や実験のための放射線測定器等の貸出しを行う。

**点検・改善結果**：

・本事業は、従来より放射線等を含む原子力に関する知識の普及の取組への支援を行っているものであり、平成２３年度以降は、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故により学校教育の場においても関心の高い放射線等に関する教育への支援を充実して行うこととした。

・平成２４年度に実施された公開プロセスの評価結果を踏まえ、一部（学習用機器（簡易放射線測定器）の貸出事業）を除き事業を廃止した。また、昨今、新学習指導要領の全面実施や東日本大震災を受けて、学校教育の場において、放射線に関する教育、理解増進の取組が広く実施されるようになってきたことから、都道府県の主体的な判断により、様々な放射線に関する教育活動を実施することが可能となってきているため、事業を見直し、平成２５年度をもって終了することとした。

改善方向：・都道府県の主体的な判断により、様々な放射線に関する教育活動を実施することが可能となってきていることから、平成２５年度限りの事業とした。

備考：公開プロセス（平成24年度／レビューシート番号0451）

【評価結果】一部改善

【とりまとめコメント】

本事業については、「一部改善」３名との結果を踏まえ、「一部改善」という結論とし、以下の５点のコメントを付すこととする。

① 結論は一部改善であったが、内容的には原子力推進のための原子力教育を抜本的に改め、放射線が放射されてしまった環境で国民が放射線に関する知識を正しく理解し、放射線に対して自らの身を守り安全安心に日常生活を送れるようにするための放射線に関する総合的な教育をきちんと行っていくべき。

② その際、国民からの信頼を得るためには、予算計上方法が原子力推進を目的とする「エネルギー対策特別会計（電源立地対策）」で良いのか、また担当部署が原子力を推進する部署で良いのかを含め、実施主体、方法、内容、コストなど、一から見直すべき。

③ 放射線の教育に関する事業を実施する場合には、理科教員をはじめとする学校の教職員との研修も含めた十分な連携に配慮すべき。

④ 事業を委託する場合には、その委託先が原子力関係団体に偏ることのないよう、契約の競争性・透明性・公平性を高め、大学や民間なども視野に入れて応札者の拡大を図るべき。

⑤ ウェブサイトでの情報提供は、より透明に、わかりやすく行うなど、より国民に開かれた形で進めるべき。